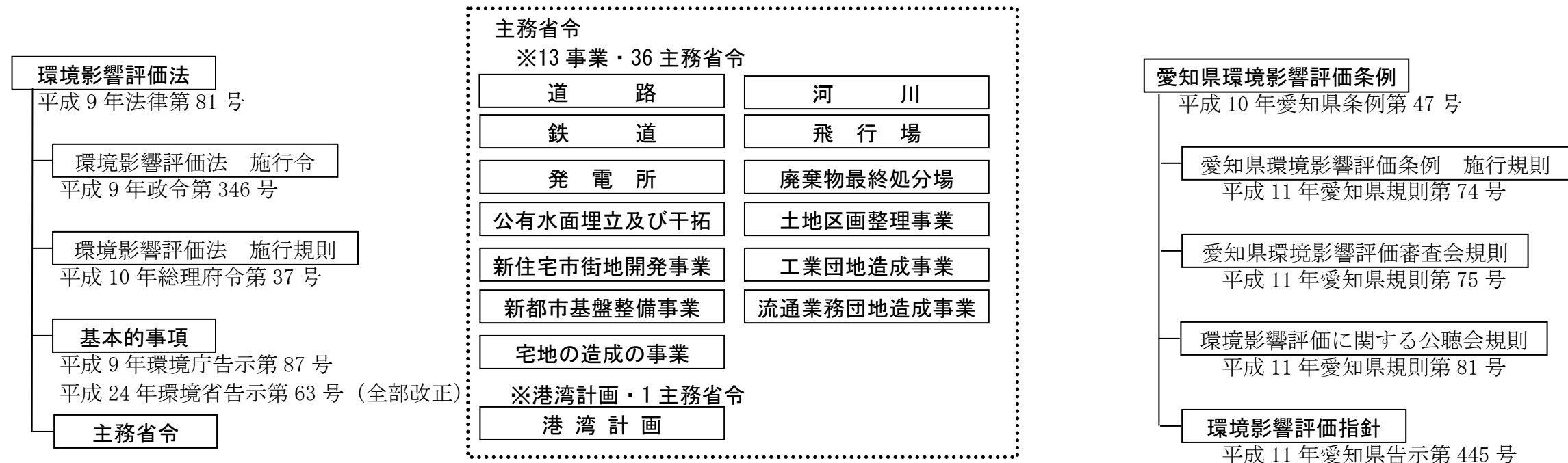


環境影響評価法・愛知県環境影響評価条例の体系

1 環境影響評価法・愛知県環境影響評価条例の体系図



2 環境影響評価法・愛知県環境影響評価条例の構成と規定している事項

環境影響評価法 (改正前)		愛知県環境影響評価条例 (改正前)	
構 成	規定している事項	構 成	規定している事項
法	環境影響評価の全般的な手続	条例	環境影響評価の全般的な手続
施行令	<ul style="list-style-type: none"> 法対象事業の種類及び要件 軽微な修正・変更に係る要件 方法書、準備書について都道府県知事が意見を述べる期間 評価書に対して環境大臣等が意見を述べる期間 	施行規則	<ul style="list-style-type: none"> 条例対象事業の種類及び要件 軽微な修正・変更に係る要件 方法書、準備書について知事が意見を述べる期間 方法書、準備書、事後調査報告書の公告・縦覧の具体的な方法、事項 説明会の開催等に関する公告の具体的な方法、事項 等
施行規則	<ul style="list-style-type: none"> 方法書、準備書の公告・縦覧の具体的な方法、事項 説明会開催等に関する公告の具体的な方法、事項 等 	環境影響評価指針	環境影響評価を行う際の具体的な内容に関する基準や指針を規定。具体的には主に以下の3点について定められている。 <ul style="list-style-type: none"> 事業種ごとの環境影響評価の項目や手法の選定指針 環境保全措置に関する指針 事後調査の項目等の選定に関する指針
主務省令	法対象事業ごとに、環境影響評価を行う際の具体的な内容に関する基準や指針を規定。具体的には主に以下の3点について定められている。 <ul style="list-style-type: none"> 事業種ごとの第二種事業の判定基準 事業種ごとの環境影響評価の項目や手法の選定指針 事業種ごとの環境保全措置に関する指針 		
基本的事項	主務省令で定められる基準や指針が、一定の基準を保ちつつ、適切な内容が定められるよう、すべての事業種に共通する基本となる考え方を規定		